

山梨県相互派遣職員受入事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、山梨県相互派遣職員受入事業実施要綱（以下「受入要綱」という。）の規定により山梨県と姉妹友好関係を結ぶ地域（以下「姉妹州等」という。）から本県に受け入れる相互派遣職員（以下「相互派遣職員」）に補助金を交付することとし、その交付については、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）その他別に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付対象)

第2条 補助金の交付対象は、受入要綱第7条で決定された相互派遣職員とする。

(交付対象期間)

第3条 補助金の交付対象期間は、相互派遣職員の来日日から帰国日までとする。

(補助対象経費及び額)

第4条 補助金の対象となる経費及び経費の額の基準は別表1のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第5条 相互派遣職員は、補助金の交付を受けようとする場合は、規則第4条の規定により、補助金交付申請書（第1号様式）に、次の各号に掲げる書類を添えて、別に定める期日までに、知事に提出しなければならない。

- 一 研修計画書
- 二 収支予算書

(補助金の交付の条件)

第6条 規則第6条による補助金交付の条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 研修を中止する場合、又は途中で帰国する場合は、補助事業廃止承認申請書（第2号様式）を知事に提出し、承認を受けなければならない。
- 二 やむを得ない事情で研修が困難となった場合は、すみやかに知事に報告して、その指示を受けなければならない。

三 派遣職員は、補助金の交付決定を受けた後、その事業を変更しようとするときは、あらかじめ変更承認申請書（第 3 号様式）により知事の承認を受けなければならない。

ただし、補助目的の達成に支障をきたさない研修計画の細部の変更であって補助金の額の増額を伴わないもの、又は各経費相互間において、いずれか低い額の 20 % 以内の事業経費の配分の変更は、この限りでない。

（補助金の交付の時期）

第 7 条 知事は、規則第 7 条の規定により、補助金の交付を決定したときは、次の各号に掲げる交付時期に従って、概算払いにより、相互派遣職員に交付することができる。

一 航空賃及び国内旅費 航空運賃の往復及び国内旅費の往路の額については交付決定後 1 か月以内、国内旅費の復路の額については、本邦出発の 1 か月以内

二 支度料、厚生費及び書籍費 交付決定後 1 か月以内

三 滞在費、本邦到着月については、当該月内、それ以外の月については、各月の初日。ただし、当該日が金融機関の休業日であるときは、当該日前の金融機関の営業日。

2 補助金の概算払いを受けようとする場合は、補助金概算払請求書（第 4 号様式）を知事に提出しなければならない。

（実績報告書）

第 8 条 相互派遣職員は、研修期間終了後 10 日以内、研修を中止又は途中で帰国する場合には、廃止の承認を受けた日から起算して 1 か月を経過した日又は交付決定をした年度の翌年度の 4 月 10 日のいずれか早い期日までに、実績報告書（第 5 号様式）に必要な書類を添えて知事に提出しなければならない。

附則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1

相互派遣職員に支給する経費一覧表

項 目		内 容	金 額
1	航空費	県が指定した経路、等級及び方法により算出した派遣職員の本国と日本間の航空費。 ただし、姉妹州等で負担するものを除く。	実費
2	支度料	研修に際し、必要な物品の購入経費	25,000 円
3	滞在費	宿 泊 研修期間中の宿泊費	実費
		日 当 研修期間中の日当 (食費・日用品代等)	日額 3,300 円
4	国内旅費	成田空港もしくは羽田空港から研修地まで及び研修地から成田空港もしくは羽田空港までの旅費	実費
5	書籍費	研修に必要な書籍の購入費	年額 1 万円以内
6	厚生費	相互派遣職員名義の疾病保険、傷害保険の掛金	実費
7	その他知事が必要と認める経費	検定料、入学料、授業料その他特に研修に必要な経費	実費

(第 5 条関係 第 1 号様式)

令和 年 月 日

山梨県知事 殿

住 所
氏 名 印

令和 年度山梨県相互派遣職員受入事業費補助金交付申請書

山梨県相互派遣職員受入事業費補助金交付要綱第 5 条の規定により、次のとおり補助金を
交付されるよう関係書類を添えて申請します。

補助金額 円

(第 6 条関係 第 2 号様式)

令和 年 月 日

山梨県知事 殿

住 所
氏 名 印

令和 年度山梨県相互派遣職員受入事業費補助金中止承認申請書

このことについて、山梨県相互派遣職員受入事業費補助金交付要綱第 6 条第 1 項 1 号の規定に基づき、次の理由により事業の中止を申請いたします。

理 由

(第 6 条関係 第 3 号様式)

令和 年 月 日

山梨県知事 殿

住 所
氏 名 印

令和 年度山梨県相互派遣職員受入事業費補助金変更承認申請書

このことについて、山梨県相互派遣職員受入事業費補助金交付要綱第 6 条第 1 項 3 号の規定に基づき、次の理由により事業の変更を申請いたします。

変更内容

理 由

(第 7 条関係 第 4 号様式)

令和 年 月 日

山梨県知事 殿

住 所
氏 名 印

概 算 払 請 求 書

令和 年 月 日付け国際第 ー 号で交付決定のあった令和 年度山梨県相互派遣職員受入事業費補助金について、山梨県相互派遣職員受入事業費補助金交付要綱第 7 条の規定により、次のとおり概算払いの請求をいたします。

1 概算払請求額 金 円

2 内 訳

補助金交付 決定額 ①	既概算交付額 ②	差 引 額 ①－②＝③	今回概算請求額 ④	備 考
円	円	円	円	

3 概算払い請求の理由

4 支払いの方法

- (1) 現金 指定金融機関名_____
- (2) 口座振替 振替先銀行名_____預金種別 (当座・普通)
- 口座名_____No. _____

(第8条関係 第5号様式)

令和 年 月 日

山梨県知事 殿

住 所
氏 名 印

令和 年度山梨県相互派遣職員受入事業費補助金実績報告書

令和 年 月 日付け国際第 ー 号で交付決定のあった令和 年度山梨県相互派遣職員受入事業に係る修学を終了いたしましたので、山梨県相互派遣職員受入事業費補助金交付要綱第8条の規定により、次のとおり報告をいたします。

交付決定額： 円
受 領 額： 円
確 定 額： 円
研 修 機 関：
研 修 期 間：